

令和 7 年度版



福津市新事業活動応援補助金

募集要項



福津市では、物価高騰等の影響を受ける中でも、市内でがんばる中小企業者を支援するため、新事業活動に要する経費の一部を補助します。

【申請期間】

随時申請受付

<申込期限> 令和8年1月20日（火）午後5時まで

※ ただし、予算額に達した時点で受付終了。

【相談・問い合わせ先】

福津市 商工振興課 商工振興係（別館2階）

電話：0940-62-5013

目次

1. 補助金の対象者.....	2
2. 補助対象となる事業.....	3
3. 補助額.....	3
4. 補助対象経費.....	4
5. 補助金申請の流れ.....	5
6. 提出・相談について.....	5
7. 必要書類について.....	6
8. 福津市新事業活動応援補助金に関する Q&A	7
(1) 申請について.....	7
(2) 対象について.....	7
(3) 補助対象経費について.....	8
① 広告宣伝費.....	8
② 工事請負費.....	9
③ 設備及び備品購入費.....	9

1. 補助金の対象者

福岡県知事から経営革新計画※1(物価高騰等の影響を受けたことによる計画に限る)の承認を受けた中小企業者※2(変更承認を含む)で、次に掲げる全ての要件を満たすものとしします。

1	福津市内に主たる店舗又は事務所を有する会社※3または個人
2	市税に滞納がないこと
3	同一経費で国、県、その他団体の補助金の交付を受けていないこと

※1 経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定し、県知事が承認する中期的な経営計画書です。

経営革新計画の詳細については、福岡県ホームページ(右記 QR コード)を参照してください。



※2 中小企業基本法第2条第1項に該当する者。ただし、個人の場合は、商工会法第2条に該当する者。

※3 会社法第2条第1項に該当する者。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 令和4年度～令和7年度中に本補助金の交付を受けた者
- 福津市暴力団等追放推進条例第2条第2号～第5号に該当する者

2. 補助対象となる事業

次に掲げる全ての要件を満たす事業とします。

- (1) 福岡県知事から承認を受けた経営革新計画に沿って、計画期間内に行われる「新事業活動」に係る事業であること
- (2) 福津市内において実施する事業であること

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- 公序良俗に反するもの
- 風営法第2条に該当するもの
- その他市長が適切でないと認める事業

3. 補助額

補助金の額は、補助対象経費から他の補助金等を控除した額に3分の2を乗じて得た額とします。
ただし、50万円を限度とします。

補助率	限度額
2/3 以内	50万円

※ 千円未満の端数は切り捨てて計上してください。

※ 当該年度の予算の範囲内で決定します。

4. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助金の交付決定日以降に実施又は開始し、令和8年2月27日(金)までに完了する経費とします。

項目	具体例
広告宣伝費	チラシ・パンフレット等のデザイン・印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成費等
委託料	マーケティング等の調査費、システム構築・ECサイト構築等の委託費
工事請負費	事務所等の外装工事、内装工事、設備工事、看板設置工事、上下水道改修等（建物の増改築に該当しないもの）に係る工事費 （原則、市内に事業所をもつ業者が施工するもの）
設備及び備品購入費	申請する事業において直接必要な機械装置、工具及び機器もしくは備品購入費

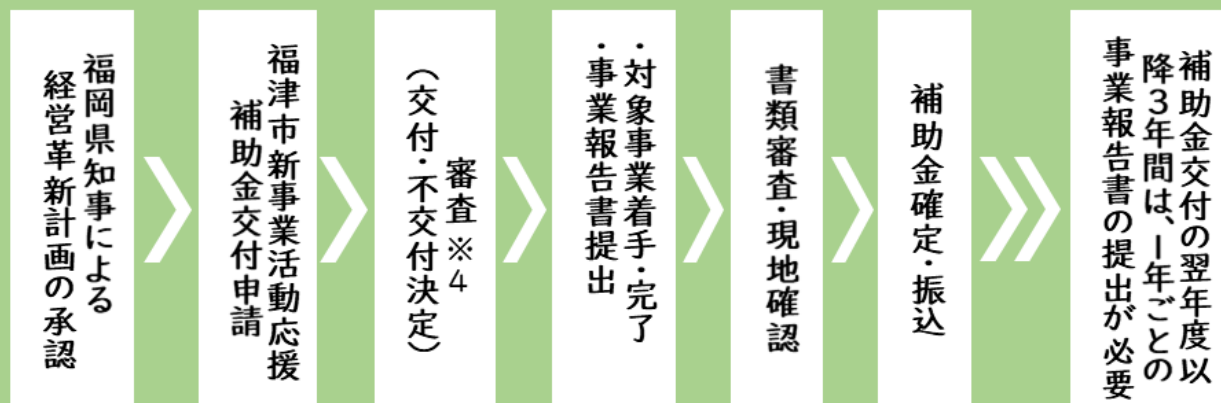
※ 消費税額は、補助対象経費には含まないものとします。

※ 交付決定日より前に購入した経費は対象外とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

対象外
・汎用性があるもの（パソコン、タブレット、車両本体など） ・中古品、消耗品、原材料の購入費 ・リース料 ・配送料 ・補助対象経費と明確に区分ができない経費 ・各種入会金、保険料、保証料、手数料 ・切手の購入にかかる経費 ・名刺のデザイン、印刷費 ・建築資材、機器、設備、備品等を購入して申請者が自ら施工する工事費 ・住居部分に係る工事費 ・外構工事費 ・電話、ケーブルテレビ、インターネット等の屋外回線工事費 ・自社内部、資本関係にあるもの、親族等補助事業者と密接な関係を有するものとの取引及び発注にかかる経費

5.補助金申請の流れ



※4 審査には、1週間～2週間程度時間を要します。

6. 提出・相談について

【提出について】

提出は窓口持参に限り受け付けます。

郵送、メール、FAX での受付は行っていません。

※ 提出と合わせて、相談を希望される場合は、必ず事前に下記まで連絡をしてください。連絡が無かった場合、相談を受けられない可能性があります。

【相談について】

補助金の申請についての相談は、下記まで問い合わせください。

福津市 商工振興課 商工振興係

○電話：0940-62-5013 ○所在地：福津市中央1-1-1 福津市役所 別館2階

7. 必要書類について

必要書類		備考
☐	① 福津市新事業活動応援補助金交付申請書（別紙1枚含む）	様式あり
☐	② 福津市新事業活動応援補助金交付申請者調書（誓約書）	様式あり
☐	③ 誓約書	様式あり
☐	④ 事業計画書	様式あり
☐	⑤ 市税の滞納がない旨の証明書	-
☐	⑥ 福津市内に主たる事業所又は店舗を有することを証明するもの （登記事項証明書、確定申告書、開業届などの写し）	-
☐	⑦ 事業に係る許可証の写し（許可が必要な業種の場合）	-
☐	⑧ 補助対象経費に係る見積書等の写し （カタログや図面など内容が分かるものを添付）	-
☐	⑨ 経営革新計画の承認に係る書類一式 （申請書、承認書等一式の写し）	-
☐	⑩ 認定支援機関確認書 （経営革新計画に記載がない事業経費の場合）	様式あり
☐	⑪ 国、県、市、その他団体等からの補助金の概要がわかる書類 （該当する場合）	-
☐	⑫ その他市長が必要と認める書類	-

※ 上記①～④及び⑩の様式は、市公式ホームページ内（右記 QR コード）からダウンロードできます。

※ 上記⑩については、認定支援機関の確認が必要です。



【市内 認定支援機関】

福津市商工会

○電話：0940-42-0315 ○所在地：福津市中央2丁目10-6

○受付：午前8時30分～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日、午後12時15分～午後1時を除く）

8. 福津市新事業活動応援補助金に関する Q&A

(1) 申請について

Q. 申請をすれば必ず補助金が交付されるか？

審査の結果、交付決定した事業のみが補助の対象となります。

Q. 個人で事業をしている。必要書類の住所はどのように書けばよいか？事務所の所在地を記入すればよいか？

「申請者の欄」には、個人のため、自宅の住所を記入してください。

【法人】 所在地・事務所(会社)名・代表者名

【個人】 自宅住所・氏名

(2) 対象について

Q. 福津市内に住んでいる。市外に店舗があり、これから新しい事業を始める予定だが、申請はできるか？

市外で事業をされる場合は、対象外となります。

Q. 一般社団法人も、申請はできるか？

本補助金の対象は、「個人又は会社(株式会社・合同会社・合資会社・合名会社)」となっています。そのため、一般社団法人は対象外となります。

Q. 経営革新計画をこれから申請する予定。計画の承認はどのくらいかかるのか？

経営革新計画は、福岡県が承認を行っています。詳細については、福岡県ホームページ(右記 QR コード)を参照してください。



Q. 承認を得た経営革新計画で、記載がない経費は申請できるか？

経営革新計画に申請する経費が記載されていない場合は、「認定支援機関確認書」を添付してください(承認を得た計画内容に沿って行われる事業のみが対象となります)。

また、「認定支援機関確認書」については、経営革新計画作成時の認定支援機関から受けてください。

Q. 県の補助金で設備費の交付を受けている。本補助金で新たに広告宣伝費を申請したいが、申請はできるか？

申請する広告宣伝費に他の補助金が交付されていない場合は、対象となります。申請の際は、県の補助金の交付決定通知等、「補助金の概要がわかる資料」を添付してください。

(3)補助対象経費について

① 広告宣伝費

Q. 啓発 DVD の制作は、広告宣伝費として対象になるか？

販売や有償レンタルを目的とするものは、その制作にかかる経費すべてが対象外となります。

② 工事請負費

Q. 事務所の設備工事について、市外の事業者の施工でも対象となるのか？

市内事業者が取り扱っていない、特殊な工事以外は対象外となります。

③ 設備及び備品購入費

Q. 中古品の業務用設備を購入する場合、対象になるか？

中古品の場合、対象外となります。

最終的な対象の可否については、
申請内容や書類をもとに審査を行い、決定します。